

答申第 880 号

諮問第 1562 号

件名：平成 5 年度学校経営案（愛知県立 A 養護学校）のうち校地・校舎の平面図の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、平成 5 年度学校経営案（愛知県立 A 養護学校）のうち校地・校舎の平面図（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 5 日付けで行った不開示決定（本案件に係る不開示理由については、条例附則第 9 項の規定により、平成 11 年愛知県条例第 42 号による改正前の愛知県公文書公開条例（昭和 61 年愛知県条例第 2 号。以下「改正前の条例」という。）の例によることとされている。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

平成 29 年 7 月 5 日付け行政文書不開示決定通知書には、学校防犯事務に支障ありとするが、アスベスト被害の調査であるからして、裁判資料として使用することはあっても、他にろうえいすることはないことからして、学校防犯事務には支障がないと判断するため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

レイアウト図が開示されているが、はなはだ正確性に欠けるため、正確な 1・2 階の図面の開示をここに要望する。

なお県教育委員会によると、「自分で判断して行動することが難しい」肢体・聴覚・視覚に障害を持つ児童・生徒が在籍しているため、防犯上の理由により、不開示となっているが、本件については、それ以上に危険であるアスベスト被害に関わる開示請求であるため、上述したるがごとく、「自分で判断して行動することが難しい」幼児・児童・生徒

が日々アスベストの被害にさらされているという危険性を否定しえない。
何故ならば、A 特別支援学校においては、アスベスト含有量調査において、アスベストが存在してきたという証拠が確認されているからである。

故に、過去から現在においてこの学校に在籍したる児童・生徒・職員は、アスベスト被害を被ったという事実があるからして、迅速なる安全措置と法にのっとりた保障が急務であると判断するため、防犯上の理由を超えて優先される事案と思われる。

よって、ここに審査請求をもって開示されることを要望するものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 5 年度に愛知県立 A 養護学校（当時。現在の名称は愛知県立 A 特別支援学校。以下「本件学校」という。）が作成した学校経営案の中に記載されている校地・校舎の平面図である。

県立学校においては、校長が年度初めにその年度の学校経営の計画を教職員に示す目的で、各学校において学校経営案を作成している。記載内容は、教育目標、教育課程、学校組織、指導計画、現職研修、施設・設備、保護者（雇用主）・地域との連携及び部活動運営委員会、学校評価並びに参考資料である。そして、校地・校舎の平面図は、参考資料を構成するものである。

(2) 改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号該当性について

学校の防犯事務の遂行に当たっては、その前提として教室の配置等施設の把握が不可欠であることから、本件行政文書についても学校防犯事務に関する情報の性格を有するといえる。

そして、本件行政文書には、平成 5 年度の校舎内部の配置、校舎設備の位置、各室の具体的な用途の詳細その他建物内部の状況が記載されているが、現在の各部の配置と大きく変わっていないため、この平面図を見ることで現在の教室の配置状況等を把握することが可能となり、学校内部への侵入等の犯罪の実行が容易となる。さらに、本件学校は、肢体不自由の児童生徒を対象としており、年齢的に自分で判断して行動することが難しい児童や歩行困難であったり聴覚又は視覚の障害により一人で行動することが難しい児童生徒も在籍していることも考慮すれば、本件行政文書を公開にすることより児童生徒や学校関係者の安全を脅かすおそれがあり、ひいては学校防犯事務の遂行に支障を生ずるおそれがあると認められる。したがって、改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件学校の平成 5 年度学校経営案のうち校地・校舎の平面図であり、実施機関は、本件行政文書を改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号に該当するとして不開示としている。

(3) 改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号該当性について

ア 改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号は、行政の行う事務事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務事業の目的を損ない、又は公正、円滑な執行ができなくなり、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるおそれのある情報は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、実施機関の主張するとおり、校舎内部の配置、校舎の設備の位置、各室の具体的な用途の詳細その他建物内部の状況が記載されていることが認められた。また、実施機関から提出された平成 30 年度の本件学校の校地・校舎の平面図と本件行政文書を比較すると、部屋の使用用途の変更等多少の違いはあるものの、その内容の大部分に相違がないことが認められた。よって、本件行政文書を開示することにより、現在の建物内部の状況が明らかになるということができる。そして、このような文書が公になれば、あらかじめ校舎内の人が多く集まりそうな場所や危険な器具が存在する場所等を把握することができるため、部外者の不法侵入といった犯罪の実行を容易にするおそれがあるということができる。さらに、本件学校は肢体不自由の児童生徒を対象とする学校であることから、実施機関の主張するとおり、年齢的に自分で判断して行動することが難しい児童や、歩行困難又は聴覚若しくは視覚の障害により一人で行動することが難しい児童生徒も在籍しているため、より防犯面について配慮が必要であり、不法侵入といった犯罪の実行を防ぐ必要性は高い。よって、本件行政文

書を開示することにより、当該学校における防犯事務の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるといえる。

なお、審査請求人は、アスベスト被害に関わる開示請求であると主張しているが、本件行政文書には各室の具体的な用途の詳細といった建物内部の状況が記載されているものの、建設に使用された材質等の記載はないため、本件行政文書を確認してもアスベストの存在の有無及び存在する場所を把握できるものではない。したがって、本件行政文書を開示したとしても、アスベストによる健康被害への対策を講ずることができるとはいえない。また、アスベスト被害を受けた場合の救済手段として、公務災害認定の請求を行うことも考えられるが、当審査会において実施機関に確認したところ、公務災害認定の請求の際には、アスベストのばく露を受けた可能性のある施設の平面図の添付が必要とされているが、当該施設が県立学校であれば、その請求者が当該施設の平面図を添付できない場合であっても、県教育委員会内において公務災害認定の請求の受付担当課に対し必要な平面図の提供が可能であり、それをもって公務災害認定の請求を行うことが可能とのことである。したがって、開示請求により平面図を入手することができなくとも、全く法的救済を受けることができないとはいえない。

ウ したがって、本件行政文書は、改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|-------------------------|
| 30. 6. 12 | 諮問（弁明書の写しを添付） |
| 30. 6. 29 | 審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理 |
| 30. 7. 20 (第 553 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 30. 9. 27 (第 557 回審査会) | 審議 |
| 30. 10. 23 (第 559 回審査会) | 審議 |
| 30. 11. 20 | 答申 |

答申第 881 号

諮問第 1563 号

件名：平成 6 年度から平成 15 年度までの学校経営案（愛知県立 A 養護学校）のうち校地・校舎の平面図の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書のうち、平成 6 年度から平成 15 年度までの学校経営案（愛知県立 A 養護学校）のうち校地・校舎の平面図（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 5 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。開示請求に係る行政文書は、平成 22 年 3 月までに廃棄済みとあるが、平 6～15 年度は、改修工事が部分的になされたものの大きく変わっておらず、県が保有したる記録をもとに、図面を作成し、開示することも可能であると判断されるため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

県教育委員会によると、この平 6～15 年度の「学校経営案」は、規定により、主務課長等が保存期間を 5 年としたため、既に廃棄されているとあるが、現存するかもしくは故意に、意図的に廃棄されたのではないかという疑念を抱かざるをえない。

さらに A 特別支援学校は、アスベスト含有量調査において、平成 18 年までアスベストが存在したという事実がある。

また、過去から現在においてこの学校に在籍したる児童・生徒・職員は、アスベスト被害を被ったという可能性が極めて高いことからして、迅速なる安全措置と法にのっとりた保障が急務であると判断するため、防犯上の理由を超えて優先される事案と思われる。

よって、ここに審査請求をもって開示されることを要望するものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 6 年度から平成 15 年度までに愛知県立 A 養護学校（当時。現在の名称は愛知県立 A 特別支援学校。以下「本件学校」という。）が作成した学校経営案の中に記載されている校地・校舎の平面図であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 県教育委員会では、事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るとともに、条例の適正かつ円滑な運用に資するため、平成 12 年度までは、愛知県教育委員会文書管理規程（昭和 49 年愛知県教育委員会訓令第 9 号。以下「旧規程」という。）において、本庁並びに地方機関及び教育機関における行政文書の管理について必要な事項を定めていた。県教育委員会の取り扱う行政文書は、旧規程第 39 条、第 72 条及び第 74 条（これらの規定を旧規程第 75 条において準用する場合を含む。）に定めるとおり、適正に整理され、保管され、又は保存されなければならないが、保存年限が満了した文書は廃棄することとされている。

なお、行政文書の保存年限は、旧規程第 43 条（旧規程第 75 条において準用する場合を含む。）において、主務課長（地方機関等にあつては、主務課長等）が旧規程別表に定める保存年限区分基準に基づいて定めることとされている。

また、平成 13 年度から平成 15 年度は、愛知県教育委員会行政文書管理規程（平成 13 年愛知県教育委員会訓令第 5 号。以下「新規程」という。）において、本庁並びに地方機関及び教育機関における行政文書の管理について必要な事項を定めていた。県教育委員会の取り扱う行政文書は、新規程第 56 条、第 57 条及び第 67 条（これらの規定を新規程第 96 条において準用する場合を含む。）に定めるとおり、適正に整理され、保管され、又は保存されなければならないが、保存期間が満了した文書は廃棄することとされている。

なお、行政文書の保存期間は、新規程第 61 条（新規程第 96 条において準用する場合を含む。）において、主務課長（地方機関等にあつては、主務課長等）が新規程別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づいて定めることとされている。

イ 本件請求対象文書は、平成 6 年度から平成 15 年度までに本件学校が作成した学校経営案の中に記載されている校地・校舎の平面図である。

県立学校においては、校長が年度初めにその年度の学校経営の計画を教職員に示す目的で、各学校において学校経営案を作成している。記載内容は、教育目標、教育課程、学校組織、指導計画、現職研修、施設・設備、保護者（雇用主）・地域との連携及び部活動運営委員会、学校評価、参考資料である。そして、校地・校舎の平面図は、参考資料を構成するものである。

学校経営案は、平成 5 年度まで旧規程別表において「その他永年保存を必要とするもの」に該当するとして永年保存としていた。しかし、平成 6 年度以降は旧規程別表の「その他 5 年保存を必要とするもの」又は新規程別表の「その他 5 年間保存する必要があると認める行政文書」に該当するとして、主務課長等が保存年限又は保存期間を 5 年とした。よって、請求対象文書である平成 6 年度から平成 15 年度までの学校経営案については、保存年限又は保存期間が満了したことから、既に廃棄されている。

念のため、本件学校において請求対象文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は「県が保有したる記録をもとに、図面を作成し、開示することも可能である」と主張しているが、開示請求権はあるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、新たに行政文書を作成する義務はないものとする。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に「以下の学校の「学校経営案」にけいさいされてある。教室配置図（特別教室等も含む）」と記載されていた。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、学校経営案には、教室の配置等建物内部の状況が把握できる校地・校舎の平面図を添付することとしているとのことである。よって、平成 6 年度から平成 15 年度においても学校経営案に校地・校舎の平面図が添付されていたものと考えら

れる。したがって、本件請求対象文書は、本件学校の平成 6 年度から平成 15 年度までの学校経営案のうち校地・校舎の平面図であると解される。

なお、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、平成 5 年度のものについては別途不開示決定を行っているとのことであり、本件請求対象文書はそれを除いた平成 6 年度から平成 15 年度までのものに限られるものである。

(3) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において旧規程及び新規程を見分したところ、その内容については前記 3(2)アにおいて実施機関が説明するとおりであることが認められた。また、実施機関から提出された県立学校における文書管理の通知に係る文書を見分したところ、平成 6 年 3 月に学校経営案の保存年限を永年から 5 年とする旨の通知があったことが認められたため、平成 6 年度以降は、本件学校においても学校経営案の保存年限を 5 年保存と改正したものと推察される。したがって、本件請求対象文書のうち最も新しい平成 15 年度の学校経営案であっても 5 年後の平成 20 年度を経過した時点で廃棄されることになるため、実施機関の本件請求対象文書は既に廃棄されたという主張に不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

以下の学校の「学校経営案」にけいさいされてある。教室配置図（特別教室等も含む）のコピーを開示してください。

②A 特別支援学校

(平 5～15 年度) のもの

以上のように、各年度ごとの教室配置図を開示ねがいます。

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|-------------------------|
| 30. 6. 12 | 諮問 (弁明書の写しを添付) |
| 30. 6. 29 | 審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理 |
| 30. 7. 20 (第 553 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 30. 9. 27 (第 557 回審査会) | 審議 |
| 30. 10. 23 (第 559 回審査会) | 審議 |
| 30. 11. 20 | 答申 |

答申第 882 号

諮問第 1564 号

件名：平成 2 年度学校管理案（愛知県立 B 養護学校）のうち校地・校舎の平面
図等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、学校の教室配置等、間取りの分かる部分（以下「本件不開示部分」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 5 日付けで行った一部開示決定（本案件に係る不開示理由については、条例附則第 9 項の規定により、平成 11 年愛知県条例第 42 号による改正前の愛知県公文書公開条例（昭和 61 年愛知県条例第 2 号。以下「改正前の条例」という。）の例によることとされている。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

校地・校舎の平面図レイアウトが、平 2、3、4 年のものが各 1 枚ずつ開示されているが、1 階、2 階と分けて開示されておらず、正確性を欠くため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

レイアウト図が、開示されているが、正確性に欠けるため、正確な 1・2 階の図面の開示をここに要望する。

なお県教育委員会によると、「自分で判断して行動することが難しい」肢体・聴覚・視覚に障害を持つ幼児・児童・生徒が在籍しているため、防犯上の理由により、不開示となっているが、本件については、それ以上に危険であるアスベスト被害に関わる開示請求であるため、上述したるがごとく、「自分で判断して行動することが難しい」幼児・児

童・生徒が日々アスベストの被害にさらされているという危険性を否定しえないため、防犯上の理由を超えて優先される事案と思われる。よって、ここに審査請求をもって開示されることを要望するものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成2年度から平成4年度までに愛知県立B養護学校（当時。現在の名称は愛知県立B特別支援学校。以下「本件学校」という。）が作成した学校管理案の中に記載されている校地・校舎の平面図である。

県立学校においては、校長が年度初めにその年度の学校経営の計画を教職員に示す目的で、各学校において学校経営案を作成している。記載内容は、教育目標、教育課程、学校組織、指導計画、現職研修、施設・設備、保護者（雇用主）・地域との連携及び部活動運営委員会、学校評価並びに参考資料である。そして、校地・校舎の平面図は、参考資料を構成するものである。

なお、平成5年度までは、学校経営案と同趣旨のものを学校管理案という文書名で作成していた。

(2) 改正前の条例第6条第1項第9号該当性について

学校の防犯事務の遂行に当たっては、その前提として教室の配置等施設の把握が不可欠であることから、本件行政文書についても学校防犯事務に関する情報の性格を有するといえる。

そして、本件不開示部分には、平成2年度から平成4年度までの校舎内部の配置、校舎設備の位置、各室の具体的な用途の詳細その他建物内部の状況が記載されているが、現在の各部の配置と大きく変わっていないため、この平面図を見ることで現在の教室の配置状況等を把握することが可能となり、学校内部への侵入等の犯罪の実行が容易となる。さらに、本件学校は、肢体不自由の幼児児童生徒を対象としており、年齢的に自分で判断して行動することが難しい幼児児童や歩行困難であったり聴覚又は視覚の障害により一人で行動することが難しい幼児児童生徒も在籍していること、また本件学校は寄宿舎も併設していることから学校生活を送るのみならず常時生活する場であることも考慮すれば、本件不開示部分を公にすることより幼児児童生徒や学校関係者の安全を脅かすおそれがあり、ひいては学校防犯事務の遂行に支障を生ずるおそれがあると認められる。したがって、改正前の条例第6条第1項第9号に該当する。

なお、本件一部開示決定において開示した、本件行政文書のうちの建物配置図の部分については、建物の外見から把握することができる情報のみ

で構成されていることから、公にしたとしても上記のようなおそれが生じないと判断したため、開示したものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件学校の平成 2 年度から平成 4 年度までの学校管理案のうち校地・校舎の平面図であり、実施機関は、本件不開示部分を改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号に該当するとして不開示としている。

(3) 改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号該当性について

ア 改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号は、行政の行う事務事業の内容及び性質からみて、公開することにより当該事務事業の目的を損ない、又は公正、円滑な執行ができなくなり、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるおそれのある情報は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件不開示部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 当審査会において本件不開示部分を見分したところ、実施機関の主張するとおり、校舎内部の配置、校舎の設備の位置、各室の具体的な用途の詳細その他建物内部の状況が記載されていることが認められた。また、実施機関から提出された平成 30 年度の本件学校の校地・校舎の平面図と本件不開示部分を比較すると、部屋の使用用途の変更等多少の違いはあるものの、その内容の大部分に相違がないことが認められた。よって、本件不開示部分を開示することにより、現在の建物内部の状況が明らかになるということができる。そして、このような部分が公になれば、あらかじめ校舎内の人が多く集まりそうな場所や危険な器具が存在する場所等を把握することができるため、部外者の不法侵入といった犯罪の実行を容易にするおそれがあるということができる。さらに、本件学校は肢体不自由の幼児児童生徒を対象とする学校であることから、実施機関の主張するとおり、年齢的に自分で判断して行動することが難しい幼児児童や、歩行困難又は聴覚若しくは視覚の障害により一人で行動するこ

とが難しい幼児児童生徒も在籍しているため、より防犯面について配慮が必要であり、不法侵入といった犯罪の実行を防ぐ必要性は高い。よって、本件不開示部分を開示することにより、当該学校における防犯事務の公正かつ円滑な執行に支障を生ずるおそれがあるといえる。

なお、審査請求人は、アスベスト被害に関わる開示請求であると主張しているが、本件不開示部分には各室の具体的な用途の詳細といった建物内部の状況が記載されているものの、建設に使用された材質等の記載はないため、本件不開示部分を確認してもアスベストの存在の有無及び存在する場所を把握できるものではない。したがって、本件不開示部分を開示したとしても、アスベストによる健康被害への対策を講ずることができるとはいえない。また、アスベスト被害を受けた場合の救済手段として、公務災害認定の請求を行うことも考えられるが、当審査会において実施機関に確認したところ、公務災害認定の請求の際には、アスベストのばく露を受けた可能性のある施設の平面図の添付が必要とされているが、当該施設が県立学校であれば、その請求者が当該施設の平面図を添付できない場合であっても、県教育委員会内において公務災害認定の請求の受付担当課に対し必要な平面図の提供が可能であり、それをもって公務災害認定の請求を行うことが可能とのことである。したがって、開示請求により平面図を入手することができなくとも、全く法的救済を受けることができないとはいえない。

ウ したがって、本件不開示部分は、改正前の条例第 6 条第 1 項第 9 号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

- ・平成 2 年度学校管理案（愛知県立 B 養護学校）のうち校地・校舎の平面図
- ・平成 3 年度学校管理案（愛知県立 B 養護学校）のうち校地・校舎の平面図
- ・平成 4 年度学校管理案（愛知県立 B 養護学校）のうち校地・校舎の平面図

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|-------------------------|
| 30. 6. 12 | 諮問（弁明書の写しを添付） |
| 30. 6. 29 | 審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理 |
| 30. 7. 20 (第 553 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 30. 9. 27 (第 557 回審査会) | 審議 |
| 30. 10. 23 (第 559 回審査会) | 審議 |
| 30. 11. 20 | 答申 |

答申第 883 号

諮問第 1565 号

件名：教職員の非違行為について等の不開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 10 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、教育委員会が同年 11 月 6 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 処分庁の、開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由は、行政文書不開示決定通知書に記載されている。

(イ) 開示されない文書名として、

- ・教職員の非違行為について（報告）平成 28 年 10 月 11 日付
- ・審査表（平成 28 年 11 月 1 日付）
- ・教職員の人事について（平成 28 年 11 月 1 日起案）

が、行政文書不開示決定通知書の別紙に記載してある。

(ウ) 同じ日、別件で一部開示された文書は、「非違行為に関する速報」「非違行為（ストーカー行為）報告書の提出について」「非違行為報告書」「教職員の非違行為に対する校長意見書」「審査表」「教員の処分について（通知）」「同（進達）」「同（協議）」「意見書」「文書訓告」「教員の処分について（報告）」がある。

(エ) 「意見書」はその内容は全面的に黒塗りであるが、項目は明らかにされている。

一部開示された、文書と、表題、項目がまったく同じであるかどうかは不明であるが、全面的に不開示に（少なくとも表題すらも不開示にする）理由はない。

(オ) 仮に処分庁が、開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不開示にする理由は見当たらない。しかしながら、全面的に開示されていないので、反論ができない。処分庁の、具体的に開示しないとする、反論を確認したうえでしか反論ができない。処分庁の具体的な説明、反論を確認したうえで、請求者は反論をする。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 最初に、非違行為報告書等に、生年月日が記載してあるが、公開原則であるが、開示するしないにかかわらず、記載している理由が理解できない。

(イ) わいせつ行為に関して、一部でも開示すれば、ということであるが、そうであるなら、(他の公開されている)一部公開のわいせつ行為に関して、処分庁の主張等に、矛盾を感じる。

他の事案の文書で、一部でも開示するなら、被害者が識別できるということの可能性が大きいということで、権利利益を害することになるということになるということである。

(ウ) 付け加えておくが、一部開示の、わいせつ事案について、開示されている文書において、わいせつ行為を、具体的に記載してあることに、疑問を感じる。

記載内容を、被害者、保護者が見た時に、心痛めるものがあると思う。

職員の不祥事は、被害者に問題があったから起きたことでなく、被処分者に問題があったから、起きたという視点が非違行為報告者に欠けている。これでは、報告書とはいいがたい。また問題解決のための報告書にもなりえない。不祥事に関する報告書の記載については処分庁の検討を期待したい。

(エ) 弁明書において再三「被害者が識別されるおそれが」という表現をしているが、おそれということは、処分庁の、思い付きともいえる主張であり、具体的に説明する義務、どのようなことで、どのようなマイナスになるのか、などの、処分庁の説明が必要である。説明なきものは、不開示等の説明にはならない。

(オ) 弁明書で「10 カ月以上…」とあるが、この主張については、何を主張したいのか、理解に苦しむ。理由不明の非開示理由は違法である。

(カ) 弁明書で「公務員の立場を離れた個人として…」とあるが、公務員の違法行為は、速やかに対応、(明らかに)されなければ、ならないという視点の(最近出た)裁判の判決があった。公務員の違法行為に関する判決報道で、市教委が、児童への安全配慮義務を果たしていなかったとする内容の判決の裁判があった。

(キ) 本件に関する事案は、被害対象者が児童であり、被処分者は、公務員であり、公務員の「立場を離れた」という説明は、無理がある。公務員特に学校、教員の事案は、隠されることが、次の不祥事を引き起こすこと、大ということである。

これは豊橋市の教員の児童に対する暴力事件でも明らかである。

犠牲、被害になっているのは真に、児童であることを認識したら、生命健康等に密接にかかわることであり、条例に該当するというような安易な言い訳弁明が許されないということである。

(ク) もし、処分庁が、(あるかもしれないというような) 主張するようなことがあったとしても、全面的な不開示はあり得ない。できない。開示できる部分、条件、範囲があるはずである。公文書は原則開示することが基本・原則であるからである。全面的な不開示はおかしいし、不当、違法である。

(ケ) 弁明書には、「おそれがある」、ということを開示の理由にしている。再度強調するが、「推測」、もしくは「なんとなく思う」ということは開示しない理由にはならない。してはならない。行政は、気分や思いつきで、業務をなしたら、行政の一貫性、公正公平に欠けるからである。

(コ) 弁明書で、処分庁は「有意性はない」と述べている。断定している。審査請求人は、原本の写しなど、表題等を見ていないので一方的に、云われても、具体的な反論等ができない。

それ以前に、なぜ「有意性がない」という判断を審査請求人に代わってできるのかということである。有意性があるかないか、どのような有意性が、あるのかは、表題を含めた、文書を見なければ反論説明ができないということをまず申し述べておく。

仮に全面黒塗りに近い文書でも、開示されてきていることをどのように認識しているのか、処分庁の考えを聞きたい。もしかしたら認識していないから、このようなことを主張しているのかもしれないが、無責任である。

少し、一般的日常会話を使うと、審査請求人が、全面的に近い不開示文書を見てもいないのに、有意性がない、とわかるのかということ^いを云いたい。

もしこの横暴な考えを、容認したら、見ても有意性がないと判断したから、不開示にしたという主張もまかり通りそうである。

別件で、全面黒塗りの文書の一部が、表題部分が開示された経過もあると聞く。本件において、弁明書に「表題等を記載しており」とあるから、処分庁は、当然開示される部分はあるということであり、開示すべきであることは明らかである。

本件で、処分庁の対応、判断は、厳密かつ正確さに欠ける部分があり、被害者の人権に配慮することは認めるとしても、今回の処分は取り消されるべきである。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

まず、今回開示請求をしている私の趣旨としては、知る権利、さらにその知った内容についての意見表明をしていきたいということで、開示請求をしている。

知るということは、文書の全部を見て、私自身のこれまでの経験等に基づいて、その事案の内容について、判断をしたいと思っている。想定、推定などのない文書から、私自身の経験に基づいた判断をしていきたいと思っているので、文書内容に欠落があったり、黒塗りであったりということも含めて、曖昧な点が私の判断を誤らせることになるので、開示請求においては全面公開をこれまでも求めてきたし、今回の事案についても、事実を厳密に把握したいと思って、全面開示を求めているものである。

それでは、私がなぜ今回の事案を請求したかについては、県の職員及び教育委員会関係の職員の公務員の不祥事について知りたいと思っている。なぜ、こう何度も不祥事が起きるのか。不祥事が起きるということは、加害職員と一般市民も含めて被害者がいる場合がある。加害職員だけでなく、加害者には家族等もある。なぜ、このような問題が起きているのかということ把握して、その原因・背景を理解したいと思っている。そのために、事案の内容については、黒塗り等されると非常に困るということに至る。それから今回の事案は、請求しなければ、事案が多分起きたらという事は分かるが、何がなんだか分からない事案だったので、このように請求の理由等について述べることになった。

今回の事案はあえて請求した。あえて請求したというのは、請求をしなければ、この問題自体が起きたのか起きていないのか、いろいろ不祥事に関心を持っている者にとっては分からなかったわけであるので、分からないような状態にしてある現在の体制・制度にも、若干問題があるのではないだろうかと思っている。行政、教育委員会としては、そのような不明確な対応をしているところは、基本としては条例が基になっていると思っているが、市民がなかなか知ることのできない、起きたか起きていないかも分からないような状態に持っていくということは、条例自体にも問題があるのではないか、知る権利、意見陳述等の表現の自由について、きちんと対応するという姿勢が処分庁の側にあれば、条例に基づくだけでなく、憲法に基づくという対応もあったのではないかと考えているので、再考をお願いしたい。

それから、基本的人権においては、国民の不断の努力によって、この憲法を確立していくというのか、有意義なものにしていくという条文が確かあった。不断の努力ということは、やはり絶えず見直していくということではないかと思っている。行政として知られたくないとか、個人が知られたくないという説明で不開示にする場合もあるが、明確な不開示の理由等を再度説明してもらいたい。

それから今回の件は、当事者が知られたくないということが不開示の理由のように受け取っている。しかし、不祥事に関しては、ほぼその職員の周り、それから被害者がいたらその被害者の周りは、大体あの人はこういうことがあったのではないか、一番知られたくない人にその事案が知られているということは、事件が起きたときは、余程のことがない限りは当然ではないかと思っている。

開示請求者が知るということは、当事者からすれば、知られても知られなくても、一向に影響のない対象者ではないかと思っている。そのような対象者に対して、知られたくないからあなたには見せないということについては、若干意味不明の対応ではないか、あえて当事者が知られたくないということで、不開示の理由付けにしているので、その辺には無理があるのではないか、不開示にする理由にはならないのではないかというようなことも思っている。

それから、今回も含めて、公務員の不祥事について、私は請求をしてくている。私自身は、公務員の行為は原則ではなく、全て公開というふうに明確にした方がよいのではないか、曖昧な形の説明と無理な説明で、不開示のことを答えなければいけないということに、実態はなっているのではないかと思っている。

今回、どういう事態で事件が起きたのかというのが分からないが、公務員の不祥事は何らかの形で公開されるべきである。何らかの形と言ったのは、全面非公開は無理があるのではないか、不当ではないかということをし添えておく。

再度申し上げるが、公務員は職務上に関することは公開せよというふうに基本形になっており、時々職場外のことでも問題を起こして処分ということもあり得るわけだが、職場外も含めて公務員というのは、絶えず公務員であることには変わりはなく、それが職場外であろうとなかろうと、非違行為は公務員としてはあってはならないという立場からすれば、公務員の非違行為、処分されるようなことについては、公開されるべきであるというふうに考えられるので、今回よく分からない内容であるが、全面非公開は不当、違法ではないかというふうに申し添えたい。

行政が開示内容について、いつものごとく、本人の不利益になるとか曖昧な形の言い方で、非公開にしたり一部不開示にしたりということは、

もうそろそろ今後どうしていくかということ、行政自身の不断の努力をやっていないのではないかということをおもっている。そういう努力をしないと、私のような請求者の不利益になるので、どういふものが不利益になっているかということをお厳密に精査して、新しい判断をそろそろしてほしいとおもっている。

それから、これは想定であるが、職員が処分される時に、学校わいせつ問題というのが時々出てくるが、それについても被害者が生徒の場合も、相手が高校生であったら高校生はどういふ場合が職員にとって違法かといういふことは、そろそろ学校で習っているのではないか。そうであるならば、相手が 18 歳未満というだけで不開示にするといういふ時代も、そろそろ卒業してほしいといういふことを付け加えて、今回の件がそれに該当するならば、判断を再度し直してほしいとおもっている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、教え子へのわいせつ行為を行った愛知県立高等学校教諭（以下「A 教員」という。）に対し教育委員会が行った懲戒免職処分に関する次の別記文書 1（以下「文書 1」という。別記文書 2 以下も同様とする。）から文書 3 までの文書であって、その全てを不開示としたものである。

ア 文書 1「教職員の非違行為について（報告）（平成 28 年 10 月 11 日付け）」

当該文書は、発生した非違行為について、A 教員の所属の校長が事実関係を調査し、その内容を詳細に記載した非違行為報告書を作成し、教育委員会に提出したものである。

当該文書は、^{かがみ}鑑文、非違行為報告書、校長の意見書及び A 教員の申立書で構成され、非違行為報告書には、作成者の職名、氏名及び印影、A 教員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別等、非違行為の名称、発生日時等、発生場所、概要、相手方の状況、事後措置等が、校長の意見書には、校長の氏名、意見等が、A 教員の申立書には、A 教員の氏名、申立て等が記載されている。

イ 文書 2「審査表（平成 28 年 11 月 1 日付け）」

当該文書は、処分の審査に当たり、教育委員会の人事考査委員会で審査された内容について、審査表として作成したものである。

当該文書には、事案の種別、発生年月日、発生場所、審査対象者の所属名、職名、氏名、生年月日、年齢及び性別、事件の概要、規律違反と認められる内容、人事考査委員会事務局の処分案、人事考査委員会の審

査結果（所見）等が記載されている。

ウ 文書3「教職員の人事について（平成28年11月1日起案）」

当該文書は、教育委員会の職員が、A 教員の処分内容を決定するために起案したものである。

当該文書は起案文及び案の1から案の4までで構成され、起案文には、起案者氏名、題名、決裁者等の印、伺い文等が記載されている。案の1には、A 教員の氏名、通知内容等が、案の2には、標題、A 教員の所属及び氏名、処分内容等が、案の3には、標題、通知内容等が、案の4には、処分名、処分内容等が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 本件行政文書は、教え子へのわいせつ行為に関する文書であり、仮に一部でも開示すれば、被害者が識別されるおそれがあり、また、識別できない場合であっても、被害者にとっては極めてプライバシー性の高い内容であることから、被害者の権利利益を害するおそれがある。よって、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

イ 教育委員会の「懲戒処分の公表基準」において、懲戒処分を行った場合は原則として処分理由などその概要を公表するとしているが、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、一部又は全部を公表しないことができるとしている。本件懲戒免職処分は、被害者側が事件の公表を望まず、被害者の権利利益を侵害するおそれがあるため、公表しないこととした事案である。本件懲戒免職処分があったこと自体の新聞報道はあったものの、当該事案の概要は公表しておらず、新聞報道から開示請求の時点までに10カ月以上、決定の時点までに11カ月以上経っており、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

また、被処分者は公務員であるが、懲戒処分を受けたことは、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、職務の遂行に係る情報ではない。さらに、本件行政文書に記載されている情報は、公務員ではない被害者の個人に関する情報でもあることから、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、本件行政文書に記載された情報は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし

書二にも該当しない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

(3) 条例第7条第6号該当性について

本件行政文書は、懲戒処分を行ったが公表していない事案に関する文書であり、被害者側が事件の公表を望まず、また、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして全体として非公表としたものである。したがって、仮に一部でも開示すれば、非公表である事案の概要が公にされることで、被害者等との信頼関係が崩れることとなり、今後、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがある。その結果、教育委員会における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えたりするおそれがあり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において、本件不開示決定と同日に行われた別件一部開示決定で開示された行政文書と比較し、全面的に不開示にする理由はないと主張している。本件は、教え子へのわいせつ行為で被害者が事件の公表を望まなかった事案であり、別件一部開示決定の事案とは事案の性質が異なるものであり、前記(2)及び(3)において述べたとおりの不開示情報該当性から、本件行政文書の全てを不開示としたものである。

さらに、審査請求人は、審査請求書において、「開示しないとする理由が妥当としても、表題等を不開示にする理由は見当たらない。」と主張している。

本件行政文書は、その全部を不開示としているが、当該通知書には行政文書の表題等を記載しており、これと同一の情報を開示する有意性はない。また、文書1又は文書3を構成する内訳の表題についても、そのみを開示することに有意性があるものではない。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることの

ないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、教育委員会が懲戒免職処分を行った A 教員の非違行為について、教育委員会が作成又は取得した 3 件の文書であり、その構成及び記載内容は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、教え子へのわいせつ行為の内容、被害者の状況等が詳細に記載されており、本件行政文書はいずれも全体が個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

(ア) 実施機関から提出された「懲戒処分の公表基準」には、実施機関は懲戒処分を行った場合はその概要を公表するとしているが、公表の例外として、被害者が事件の公表を望まない場合又は被害者若しくはその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には、内容の一部又は全部を公表しないことができると記載されている。当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件は、教え子へのわいせつ行為の被害者が一切公表しないでほしいとの意向

を示していることもあり、被害者の人権に配慮すべき必要があるものとして、非公表とした事案であるとのことである。当審査会において本件行政文書を見分したところ、被害者の主張として事件の公表を望まない旨が記載されていることが認められた。

よって、本件行政文書に係る事案については、懲戒処分を行ったが、実施機関が定めた公表についての基準にのっとり公表しないとされたものであると認められるため、本件行政文書が慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められない。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。

- (イ) また、A教員は公務員であるが、処分を受けたことは、A教員の職務の遂行に係る情報とは認められないことから、本件行政文書は、条例第7条第2号ただし書ハには該当しない。

さらに、本件行政文書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

- (4) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 本件行政文書は、被害者が公表を望まず、被害者の権利利益を侵害するおそれがあるため、公表しないこととされた事案に係るものであって、公にすることになれば、被害者との信頼関係を損なう可能性がある。また、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするなど、非違行為発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがある。その結果、実施機関における審議、検討等に支障を及ぼしたり、不当な影響を与えたりする可能性があり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

- (5) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、別件一部開示決定で開示されたストーカー行為による

処分に関する文書の事案を挙げるなどし、全面的に不開示にする理由はない旨及び表題等を不開示にする理由は見当たらない旨主張しているが、本件行政文書は、教え子へのわいせつ行為の被害者が一切公表しないでほしいとの意向を示している事案に係るものであり、部分開示をする理由はない。

イ 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)並びにアにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

文書1 教職員の非違行為について（報告）（平成28年10月11日付け）

文書2 審査表（平成28年11月1日付け）

文書3 教職員の人事について（平成28年11月1日起案）

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 30. 6. 20 | 諮問 (弁明書の写しを添付) |
| 30. 7. 20 | 審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理 |
| 30. 9. 10 (第 556 回 審査会) | 審議 |
| 30. 10. 11 (第 558 回 審査会) | 審査請求人の意見陳述を実施 |
| 同 日 | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 30. 11. 30 (第 562 回 審査会) | 審議 |
| 30. 12. 25 | 答申 |

答申第 884 号

諮問第 1573 号

件名：平成 25 年度自動車税滞納者に対する処分の詳細がわかる資料一式の不
開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 5 月 12 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

不開示の理由説明が不十分であり不当である。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求内容について

平成 29 年 5 月 12 日付けの本件行政文書開示請求書は愛知県東尾張県税事務所（以下「東尾張県税事務所」という。）の情報公開窓口に提出されており、同請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」には「平成 25 年度自動車税滞納者に対する処分の詳細がわかる資料一式」と記載されている。そして、審査請求人から平成 29 年 5 月 17 日に東尾張県税事務所総務課に本件開示請求の趣旨について電話があった際に、平成 25 年 5 月に課税された自動車税の滞納者に対して財産調査をどのように行っているのか、また、何を差し押さえて最終的にどのような処分がなされたかを知りたいとのことであると確認した。

滞納整理に係る事務としては、納入期限までに所定の税を納めず、その後の督促等をして納付がなく滞納者と判断された者について、併せて当該滞納者に対して財産調査を行い（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 167 条（同条第 6 項では、自動車税に係る地方公共団体の徴収金の滞納

処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による、とされている。))、財産調査の結果、差押えを行うことができる財産を有しているにもかかわらず、所定の税を完納しない場合に差押処分を行う（地方税法第167条（自動車税））。その後、当該財産を換価した上で、配当処分により税への充当、滞納者の債権者への配分がされる（地方税法第167条（自動車税））。

そこで、本件の請求内容に関する審査請求人への上記確認を踏まえ、「平成25年度自動車税滞納者に対する処分」とは、東尾張県税事務所管内で平成25年5月に課税された自動車税を滞納した者に対して行われた差押処分及び配当処分であると解した上で、「詳細がわかる資料一式」とは、それらの者に対して行われた財産調査に係る文書並びにそれらの者に対して行われた差押処分及び配当処分に係る文書であると解した。

(2) 本件行政文書について

前記(1)のとおり本件開示請求の請求内容を解した上で東尾張県税事務所の文書を探索したところ、財産調査の対象となった個人及び法人2,078名に係る財産調査に関する照会・調査等の関係書類、差押処分を受けた個人及び法人618名に係る差押調書及び配当処分を受けた個人及び法人615名に係る配当計算書を確認した。したがって、本件行政文書は、財産調査に関する照会・調査等の関係書類（そのうち、個人の滞納者に係るものは以下「分類1」、法人の滞納者に係るものは以下「分類2」という。）、差押調書（そのうち、個人の滞納者に係るものは以下「分類3」、法人の滞納者に係るものは以下「分類4」という。）、及び配当計算書（そのうち、個人の滞納者に係るものは以下「分類5」、法人の滞納者に係るものは以下「分類6」という。）を特定した。

分類1及び分類2に係る文書は、滞納者の財産を調査するために滞納者と関係のある各種第三者に対して行った財産の有無等に関する照会・調査の関係書類であり、滞納者の氏名又は名称及び住所又は所在地、調査先、調査事項及びその回答等が具体的かつ詳細に記載されている。

分類3及び分類4に係る文書は、滞納者に対して財産の差押処分を行う際に作成した調書であり、第三者の協力によって収集した滞納者の氏名又は名称及び住所又は所在地、滞納金額、差押財産、処分理由等が具体的かつ詳細に記載されている。

分類5及び分類6に係る文書は、差し押えた財産の換価代金を配当するために作成した計算書であり、第三者の協力によって収集した滞納者の氏名又は名称及び住所又は所在地、換価財産等の名称・数量・性質・所在、金額、債権者の住所、氏名、債権額及び配当金額等が具体的かつ詳細に記載されている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

分類 1、3 及び 5 に係る文書は、滞納整理における処分又は財産調査の際に作成した書類で個人が自動車税滞納者となっているものである。これらの文書は、個人の滞納者の氏名、住所等の特定の個人が識別できる情報又は特定の個人を識別することができなくとも、経済状況、財産状況等個人の滞納者の機微に係る情報が記載されていることから、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、分類 1、3 及び 5 に係る文書は、条例第 7 条第 2 号ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当するものではない。

したがって、分類 1、3 及び 5 に係る文書は条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

分類 2、4 及び 6 に係る文書は、滞納整理における処分及び財産調査の際に作成した書類で法人が自動車税滞納者となっているものである。これらの文書は、法人の滞納者の名称、所在地、滞納金額、差押財産及び処分理由等に関する情報、財務状況、財産状況等が記載されており、これらは全体として法人の滞納整理等に関する情報である。したがって、分類 2、4 及び 6 に係る文書を開示した場合、当該法人が自動車税を滞納していること及び経営状況が判明することにより、当該法人の信用が損なわれ、取引先が当該法人に警戒心をもって臨むこと、契約交渉等において支障が生じること、同業他社との競争関係において不利となること、その他事業活動に支障を及ぼすおそれがあることから、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、分類 2、4 及び 6 に係る文書は条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 分類 1 及び分類 2 について

分類 1 及び 2 に係る文書は、滞納整理における処分の前提となる財産調査の際に作成した書類であり、これらの情報は徴税事務に関して知り得た秘密を含んでいる。これらの文書に記載されている、徴税吏員が質問検査権を行使するなどして知り得た滞納者自身や滞納者の取引先の秘密に係る情報については、当然、徴税事務のみに使用され、外部には公にされないことが前提となっている（地方税法第 22 条）。したがって、このような情報が公にされると、調査に協力した第三者の信頼を著しく

損ない、今後税務当局（愛知県の税務部門をいう。以下同じ。）が行う滞納者の収入、資産等の状況の調査に対する協力を得ることができなくなるおそれがあり、その結果として愛知県が行う適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、分類 1 及び 2 に係る文書には、その内容として平成 25 年度における自動車税滞納者の徴収に係る事務に関する調査先、調査事項等の滞納整理に関する各種情報が記載されており、その表題部の記載からも照会の対象となる財産の種類が判明してしまうものである。そのため、これらの文書が表題部や日付部分も含め一部でも公にされた場合、滞納者ごとの滞納整理の過程、照会の着手の時期、滞納整理における着眼点等の税務当局の関心事項が明らかとなり、悪意ある滞納者が、滞納整理における処分を逃れ、又は対策を立てるために、財産の隠蔽又は処分をすることが可能となってしまう、徴収が困難となる状況を生ぜしめたり、後の滞納整理において、正確な事実の把握を困難にする又は不当な行為を容易にするなど、愛知県の行う適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、分類 1 及び 2 に係る文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

イ 分類 3 から分類 6 までについて

分類 3 から 6 までに係る文書は、前記アの文書（分類 1 及び 2 に係る文書）による調査の結果を反映して行う差押処分及びその後の配当の結果が記載されているものであることから、内容としては、分類 1 及び 2 に係る文書と同じく徴税事務のみに使用され、外部には公にされないことが前提となっている情報により構成されている文書であるため、当該文書が公開されることにより、分類 1 及び 2 に係る文書を開示した場合と同様に第三者の協力が得られなくなり適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、例えば滞納金額や調書の日付など第三者に照会した情報ではない情報についても開示されてしまうと、複数の差押調書を比較することで、差押処分が実際に行われる滞納金額の総額や処分が行われるタイミング等税務当局の事務の傾向を把握することが可能になってしまうため、これらの書類が一部でも公になってしまうと、分類 1 及び 2 に係る文書を開示した場合と同様に滞納整理における処分を逃れ、又は対策を立てることが可能となり、適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、分類 3 から 6 までに係る文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、東尾張県税事務所管内で平成 25 年 5 月に課税された自動車税を滞納した者に対して行われた財産調査に係る文書並びにそれらの者に対して行われた差押処分及び配当処分に係る文書であり、当審査会において本件行政文書を見分したところ、その内容は前記 3(2)で実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、条例第 7 条第 2 号、第 3 号イ及び第 6 号に該当するとして、本件行政文書のいずれについても全部を不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かについて、以下検討する。

イ 実施機関によれば、本件行政文書が公にされると、税務当局の関心事項や事務の傾向が明らかとなり、悪意ある滞納者が財産の隠蔽又は処分といった対策を立てることができることにより、愛知県が行う適正な税務事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

この点について、当審査会において本件行政文書及び実施機関から提出された財産調査に係る調査様式を見分したところ、財産調査の方法には様々なものがあり、かつ、その回答内容は調査の対象となった者の財産状況について詳細に記載されていることが認められた。これらのことからすれば、本件行政文書がそれぞれ一部でも開示され、複数の文書の内容を比較、分析すれば、滞納整理における税務当局の関心事項や事務の傾向を把握することができ、悪意ある滞納者が自らの財産の把握につ

ながら関連情報を税務当局に知られないようにするなどして、その財産の隠蔽又は処分を行うことができると考えられる。そうなれば、税務当局が正確に滞納者の財産を把握することが困難となることから、実施機関の主張するように税務事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ したがって、本件行政文書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イ該当性について

本件行政文書は、前記(3)において述べたとおり条例第 7 条第 6 号に該当することから、同条第 2 号及び第 3 号イ該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

東尾張県税事務所管内で平成 25 年 5 月に課税された自動車税を滞納した者に対して行われた財産調査並びに差押処分及び配当処分に係る文書で次に掲げるもの

- 分類 1 財産調査に関する照会・調査等の関係書類（個人の滞納者に係るもの）
- 分類 2 財産調査に関する照会・調査等の関係書類（法人の滞納者に係るもの）
- 分類 3 差押調書（個人の滞納者に係るもの）
- 分類 4 差押調書（法人の滞納者に係るもの）
- 分類 5 配当計算書（個人の滞納者に係るもの）
- 分類 6 配当計算書（法人の滞納者に係るもの）

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------------|-------------------|
| 30. 8. 15 | 諮問 (弁明書の写しを添付) |
| 30. 10. 23 (第 559 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 30. 12. 26 (第 564 回審査会) | 審議 |
| 31. 1. 22 | 答申 |

答申第 885 号
諮問第 1574 号

件名：県教委の聞き取りに「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやっ
てしまった」と話したということがわかるものの不開示（不存在）決定
に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求
に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を
理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 30 年 2 月 13 日付けで愛知県
情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に
基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 27 日付けで行った不
開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 県教委の聞き取りに、「悪いことは承知していたが指導に熱が入っ
てやってしまった」と話したということがわかるものが開示されない
ものである。

「県教委の聞き取り…」については、新聞報道で知った内容であり、
県教育委員会事務局職員の聞き取り内容の一部と理解した。

(イ) 処分庁事務局職員による事情聴取が行われたことは、明らかである。

本件事案において、請求人は、「話したことがわかるもの」という
ことであり、その前提は事情聴取の記録であることは、処分庁も、当
然理解されているといえる。不明な場合は、開示請求後に、確認され
るはずである。

(ウ) 請求人は、事情聴取の記録について、これまでも処分庁には、別件
でも、開示を求めてきたが、かたくなにも、開示しない姿勢をつらぬ
いている。

処分においては、処分庁として、事情聴取もしくは、聞き取りをな
されてきている。

まさか、文書で、被処分者に、確認をしたとは、いわないと思うが、万一そうであったら、それはそれで、開示されるものであり、作成又は取得していないということには、あたらない。

(エ) 処分庁は、今回処分について、事情聴取もしくは聞き取りをしたのかしなかったのか明確にし、もし、していないのなら、「作成又は取得していない」という開示しない理由になるといえるが、もし、そうでない、事情聴取、聞き取りをしている上で、作成又は取得していないということは、根拠規定にはあてはまらないということになる。

(オ) 処分審査（被処分者職員に対する）において、事件についての、事実確定は、報告書および、処分庁の事情聴取（聞き取り）の記録が、機能していることは、当然のことである。

この記録作成者からの説明は、文書をもとに口頭で行われたか、記録文書の配布によってなされていると思われる。

つまり、記録をなんと表現しようが、文書があったことは、想定できる。請求人は、この記録を開示してもらいたいと、求めているものである。

(カ) 仮に、被処分者、職員に対して、文書による問いあわせにしろ、聞き取りにせよ、これは、処分庁職員の職務行為であり、その内容は開示されるべき事である。

(キ) また、「非行」に関して、処分庁が処分前提での聞き取り、事情聴取の記録は、被処分者の法的対応においては、当然おおよけになるべきものである。処分庁、担当者の記憶のみの証言ですむものではないし、処分の公平性に欠けることになることはさげなければならないからである。

(ク) 今回、開示請求に対して、処分庁は、「作成していない、取得していない」ということでなく、文書を特定して、開示されるべきである。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 「熱が入ってやってしまった」と話したということがわかるもの、ということについて、熱の・・・、部分だけでなく、その前後も含めて、内容の記載されたものを指すということである。話した全体の経過、内容の記載されたものを指すということである。

(イ) 「作成又は取得していないため」ということについて、処分に関して、当然作成されている文書である。処分庁等と、職員の間でのやり取りの前後を含め、一切の接触がないというなら作成取得していないということになる。そうでないなら作成取得していないということはある得ないということである。

(ウ) 弁明書に「発言をしたことが分かる文書・・・推察」とあるが、発言

部分があるないということではなく、その前後を含めて、求めているものである。

請求者の、表現をあえて曲解されているのではないかといえる。

「熱が入って」ということが、記録としては残っていないから、文書が存在しないという言い方なら、行政として許されないことである。

仮にそのようなことに基づいて、「知る権利」を保障するとするならば、その前後の流れのわかる文書を示すべきである。熱が・・・という言葉はないことを示して、「知る権利」に応えるべきである。加害教員がどのように答えたかを明らかにすることが開示請求者の請求に応じるということである。

弁明書に、「集約し」とある。集約されたものも含めて校長が聞き取ったということであるから、聞き取った内容等が今回の請求に関するものであることは明らかである。その報告書等開示されるべきである。

(エ) 弁明書に、「当該教職員に聞き取りを行うこととしている」とある。非違行為報告書をもとに聞き取りをしていることは、当然のことである。その聞き取りをした中に、「本件発言をしたことが分かる記載はなかった」とあるが、まずはその文書を示してもらわなければ、判断ができない。処分庁にはその部分を示す義務がある。開示しないとした説明責任を果たすということである。その説明責任を果たすことなく、不開示することは不当、違法である。

(オ) しかしながら、今回処分庁において、ないということで確認されたものは、行政判断に使用されたということが明らかになっている。

判断のために利用、使用された文書は当然、組織的に用いるものであるということにもなり公文書であるということが明らかである。文書名等を明らかにして、当然公開等されるべきである。

(カ) 処分庁が、かたくなに聞き取り文書、記録を公文書でないという、困った主張をするから、知る権利を侵す結果になる。

弁明書に、「口頭で聞いた・・・応答した」とあるが、その回答者の手元資料が、すでに公文書であることは明らかである。

(キ) 審査請求書で、審査請求の理由を記載している。しかしながら、弁明書には、審査請求の理由に対しての、釈明、もしくは弁明がなされているとはいえない。

処分庁は、開示しない場合は、不開示理由については、具体的に説明等をする責任があることは明らかである。もし具体的な説明もなく不開示にすることは、違法である。

(ク) もし、処分庁の具体的な説明等ない場合は、審査請求人の請求は、全面的に認められることになる、ということである。

- (ケ) 今回、新聞の社説を念のために引用して主張を加える。
- a 行政機関の意思決定のプロセスを後に国民が検証できるようにする意義がある。処分において、聞き取り等の文書は、すべて、検証においては必要であるということである。
 - b 現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにする。誰もが将来検証できるようになっているということである。
- (ク) 現在、検証に耐える状態にあるかどうかということ考えた時、今回の不開示対応は、検証すらできない対応であるといわざるを得ない。
- ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

豊橋の件というのは、相当数報道されているので、皆さんも御存じかと思うが、私は暴行事件だと思うが、これだけの体罰事件というのは、今までの例でいうと珍しい事例だと思っている。だから、この事件というのは相当問題が大きいと、根が深いと、いろいろな言い方ができる事件だなんて思って、重大な関心を持っている。

その中で、新聞報道で、確か「熱が入って」というような報道があったと記憶している。これだけの大きな事件でいまだに—加害者教諭が言い訳的なことを言っているということが、私としては容認できない。問題は、この教諭にあるわけだから、それを、この間教えただろう、まだ分らんのかという意思で相手を突き飛ばしたというようなことがあったということを聞くと、いまだに言い訳が書かれているのを読むと、これは根が深いと。本人をどうこうは思わないが、そういうことを書くその内容自体にも、組織がまだこの問題を大きな問題と捉えていないなど思っている。だから、そこで報告される言葉一つ一つに注目をして、「熱が入って」ということはどういう過程で出たのか、それは何らかの記録があるだろうと思って請求をした。確かに、言っている言葉と報道された言葉で、どこかで解釈の違いがあって、こういうふうに報道されたかもしれないし、本当はそのとおり言っていたのかもしれない。しかし、それはまだきちんとした文書で確認したわけではなかったもので、私としては実際にそれを見たかったので請求をした。

処分する立場では、全ての関係する報道も含めて集約した上で、それを本人に事情聴取をして確認してその記録が作られるのは、正式な行政処分の手続ではないかと、私は思っている。しかし、行政サイドとしては、特に県教育委員会は、事情聴取の記録を一切出さないというのが、現在までの対応である。

しかしながら、メモも処分の段階で使われたら、これは公文書として同じ扱いということ、確か裁判の判決でそういうことがあったと記憶している。だから、メモと言って現在県教育委員会は出そうとしない文

書を、そろそろメモではなくて事情聴取録として公開されてよいのではないかと思っている。

今回も、実際に「熱が入って」という項目の文書はなかったとしても、仮に言っていないのならその記録・メモ、言っていないということを証明する記録はあるだろうから、それを出してもらえばいいと考えている。言っているも言っていないなくてもそういう記録があれば、その記録の中では言っていない、メモの中では言っていないという回答があればいいと思っているが、あえてそれに触れないために不存在としていることに関しては、問題があると思っている。

それから、もし事情聴取録がなかったとしても、加害者本人の弁明書及び反省文、それから担当した学校長の弁明書、文書等があれば、それなりに近いものが記載された文書があるのではないかと思っている。それらについてもあまり触れられていないので、あえて私が具体的に、「悪いことは承知していた」というところとか、「熱が入って」と書いたところだけを捉えて、そんな具体的なことを書いたものはないというふうに言っているのかもしれない。私としては、なぜそういう言葉をあえて書いたかという、ここまで言い訳がましいことを公然と公表されているのだから、それについての何らかの判断や聞き取りがされてもよかったのではないかと。その上で、これは反省していないということで、処分の段階で、「あなたはこんなこと言っている以上は、まだ自分が悪かったと思っていない、だめですよ」ということになるのではないかと考えたので、あえてそういう請求をした。

それから、私はこの事件については、まだ終わってないと思っている。これだけの大きな事件だったのに、私の請求したような内容について明らかにされていないことに関して、きちんと検証がされずに幕引きされてしまったような気がするので、今回の件の事情聴取録的なものが公表されることを期待している。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、請求書に記載の新聞記事の日付及び当該新聞記事の内容から、平成 30 年 2 月 9 日に県教育委員会において記者発表を行った懲戒処分のうち、体罰で停職 6 月の処分を受けた豊橋市立小学校の教員（以下「加害教員」という。）に関する非違行為について、加害教員が「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやってしまった」という発言（以下「本件発言」という。）をしたことが分かる文書であると推察された。

よって、本件請求対象文書は、加害教員が本件発言をしたことが分かる文書で、県教育委員会が作成又は取得したものであると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 市町村立学校の教職員の非違行為があった場合、まず、非違行為に関する速報が作成され、市町村教育委員会を經由して県教育委員会に提出される。次に、当該非違行為の事実確認のため、非違行為を行ったとされる教職員に対して当該市町村立学校の校長が聞き取りを行うこととしている。その後、聞き取った内容を含め、必要な情報を集約し、当該非違行為への処分等の検討に必要な事実内容、経緯等が網羅的かつ最終的なものとして記載された非違行為報告書が、市町村教育委員会を經由して県教育委員会へ提出されることになる。

その後、その非違行為報告書を基に、処分量定等を検討するため、県教育委員会の担当者が当該教職員に聞き取りを行うこととしている。

そこで、本件非違行為に関する速報、非違行為報告書及びその添付書類である加害教員の申立書、校長の意見書等の内容を確認したが、それらの書類には、加害教員が本件発言をしたことが分かる記載はなかった。

また、県教育委員会の担当者が聞き取った内容については、処分量定等を検討するための備忘録として個人的にメモを作成し、自分の手元に置いておくことはあり得るが、そのメモはあくまで担当者の個人的便宜のために作成されたものであり、当該メモそのものを組織的に用いるものとして管理することはない。

イ 本件開示請求は、前記(1)の新聞記事を基に開示請求をしたものであると思われるが、当該新聞記事は、平成30年2月9日に本件非違行為の懲戒処分について記者発表を行った際に、県教育委員会の職員が報道機関の取材に応答した内容が掲載されたものである。

職員が記者発表時に取材に応答する内容は、必ずしも行政文書に記載のあるものに限られるものではない。本件についても、取材に対応した職員が、加害教員に対して聞き取りを行った県教育委員会の担当者から事案の内容を確認した際に口頭で聞いた本件発言の内容を応答したものである。よって、本件発言を記載した行政文書は存在しない。

ウ 以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、県教育委員会の聞き取りに対して加害教員が本件発言をしたことが分かる文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 本件開示請求は、本件体罰事案について加害教員の発言した内容に関するものである。実施機関が前記 3(2)アにおいて説明する非違行為があった場合の手続の流れを踏まえると、加害教員の発言した内容は、非違行為報告書を始めとする加害教員の処分等の検討に係る文書に記載されていると解されることから、当審査会において実施機関から提出された本件体罰事案に係る非違行為に関する速報、非違行為報告書及びその添付書類である加害教員の申立書、校長の意見書等（以下「本件非違行為報告書等」という。）を見分したところ、それらの文書には、加害教員の発言した内容は記載されていたものの、当該発言した内容の中に本件発言に係る記載は認められなかった。

イ また、実施機関によれば、非違行為報告書を基に、県教育委員会の担当者が加害教員に聞き取りを行っており、新聞に掲載された本件発言は、取材に対応した職員が、当該聞き取りを行った県教育委員会の担当者から事案の内容を確認した際に口頭で聞いた本件発言の内容を応答したもののことである。当審査会において実施機関に確認したところ、本件発言は県教育委員会の聞き取りの際になされたものであるが、聞き取りを行った担当者は備忘録として個人的にメモを作成していたものの、必要な情報は最終的に非違行為報告書に集約されることから、その時点で不要となり、廃棄されているとのことである。なお、本件発言は、処分等の検討に必要な情報ではないと判断したことから、本件体罰事案に係る非違行為報告書には記載されていないとのことである。

加害職員の処分に際しては、最終的に処分に必要な情報が集約された本件非違行為報告書等に基づき処分を検討していると解されることから、本件非違行為報告書等以外に聞き取りの際の発言が記録された文書が存在しないとしても、特段不自然、不合理な点があるとまではいえない。

ウ また、実施機関によれば、職員が記者発表時に取材に応答する内容は、必ずしも行政文書に記載のあるものに限られるものではないとのことである。そして、当審査会において実施機関に確認したところ、今回の記者発表の場には聞き取りを行った県教育委員会の担当者も同席していたため、その場で当該担当者が記憶していた本件発言の内容を確認した上

で取材に応答したもので、文書に記載された内容を応答したものではありません。

エ これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

1. 豊橋の教諭 体罰 14 件 (2018. 2. 10 新聞記事) に関して、わかるもの一切
- ④ 県教委の聞き取りに、「悪いことは承知していたが指導に熱が入ってやってしまった」と話したということがわかるもの

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------------|-------------------------|
| 30. 8. 16 | 諮問 (弁明書の写しを添付) |
| 30. 9. 3 | 審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理 |
| 30. 11. 27 (第561回審査会) | 審査請求人の意見陳述 |
| 同 日 | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 30. 12. 26 (第564回審査会) | 審議 |
| 31. 1. 22 | 答申 |

答申第 886 号

諮問第 1541 号

件名：幹部連絡会における資料の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 7 月 13 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、処分庁が同月 27 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、次のとおりである。

ア 開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。

イ 幹部連絡会が開かれて、この 1 年余の間、1 枚も文書が作成されていないことは、ありえない。

よって、これらに関する文書が存在するはずなので、開示を求める。

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

(2) 審査請求の理由に対する認否

ア 前記 2(2)アについて

否認する。

平成 29 年 7 月 13 日、審査請求人がした行政文書開示請求に係る対象文書は、作成又は取得していないため存在しない。

イ 前記 2(2)イについて

愛知県稲沢警察署（以下「稲沢署」という。）が幹部連絡会を開催していること、同連絡会に係る文書の作成のないことは認め、その余は争う。

(3) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(7) 行政文書開示請求の受理

平成 29 年 7 月 13 日、処分庁は、審査請求人から「幹部連絡会における資料 ただし 平成 27 年 10 月以降の分に限る。 幹部連絡会とは、稲務発第 2510 号平成 27 年 12 月 3 日警察本部長あて稲沢警察署長における 9 頁のものをいう。」との行政文書開示請求を受理した。

(1) 請求内容の確認

本件開示請求において「幹部連絡会とは、稲務発第 2510 号、平成 27 年 12 月 3 日警察本部長あて稲沢警察署長における 9 頁のものをいう。」との記載があることから、平成 29 年 7 月 13 日稲沢署に保管されている同文書を確認したところ、同文書 9 ページ「4 措置結果 (1) 署員教養の実施 イ 対応要領の周知」に「平成 27 年 11 月 16 日、幹部連絡会において」との記載を確認した。

稲沢署に対して、同文書に記載された「幹部連絡会」について確認したところ、同文書にある幹部連絡会とは、課長以上の幹部を集めて定期的に開催している会議であることを確認した。

したがって、本件開示請求は、平成 27 年 10 月以降の同会議に係る行政文書を求めているものと特定した。

(ウ) 本件開示請求に係る対象文書の調査及び行政文書不開示決定

上記特定した本件開示請求に係る対象文書について、稲沢署において調査したところ、同対象文書は作成されておらず、対象文書は存在しないことを確認したことから、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、審査請求人に対し平成 29 年 7 月 27 日付けで、行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(エ) 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 9 月 25 日付けで本件処分に対する審査請求を行った。

イ 平成 27 年 10 月以降の幹部連絡会について

稲沢署は幹部連絡会と称し、定期的に署長以下同署の幹部（課長以上）が出席して、各課の行事予定等を報告し、意思疎通を図っているほか、その他必要な事項について口頭で伝達しているものである。

なお、同連絡会の開催内容を議事録としてまとめなければならないとする規程等は存在しない。

平成 27 年 10 月以降に開催された幹部連絡会についても、上述した方法で行われており、かつ、議事録の作成もない。

したがって、幹部連絡会に係る行政文書は作成されておらず、本件開

示請求に係る対象文書は存在しない。

ウ 本件処分の正当性

審査請求人は、審査請求書において、「開示されるべき書類があるが、開示されていないため、開示を求める。」との主張をしているが、幹部連絡会は上述のとおり、伝達される内容については、議事録を作成していないから、本件開示請求に係る対象文書は作成しておらず、同文書が存在しないことは明らかである。

したがって、処分庁が本件開示請求に対し、不開示とした本件処分は適正であり、本件審査請求における審査請求人の主張が失当であることは明らかである。

エ 結語

したがって、審査請求人の主張は理由がないものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、審査請求書及び弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 27 年 10 月以降の稲沢署で開催された幹部連絡会に係る文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 処分庁によれば、稲沢署は幹部連絡会と称し、定期的に課長以上が出席して、各課の行事予定等を報告し、意思疎通を図っているほか、その他必要な事項について口頭で伝達しており、幹部連絡会の開催内容を議事録としてまとめなければならないとする規程等は存在せず、議事録も作成していないとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、幹部連絡会は、幹部が顔を合わせて 10 分から 20 分程度口頭で連絡を行っているものであり、出席した幹部が個人でメモをとることはあっても、資料を配布する形式はとっていないとのことである。また、曜日を決めて開催しており、開催通知はなく、開催場所は基本的に一定であるとのことである。

幹部連絡会の性質及び態様が、前記のとおりであることからすれば、

幹部連絡会に係る文書は作成しておらず、本件開示請求に係る対象文書が存在しないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ したがって、本件請求対象文書を作成しておらず、不存在であるとしたことについての処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。また、他に本件請求対象文書が存在するとうかがわれる事情も推認することができない。

(4) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

幹部連絡会における資料

ただし 平成 27 年 10 月以降の分に限る。

幹部連絡会とは、稲務発第 2510 号平成 27 年 12 月 3 日警察本部長あて稲沢警察署長における 9 頁のものをいう。

(審査会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------------------|-------------------|
| 29.11.14 | 諮問（弁明書の写しを添付） |
| 30.11.30 (第562回審査会) | 処分庁の職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 31. 1.18 (第565回審査会) | 審議 |
| 31. 2.18 (第567回審査会) | 審議 |
| 31. 3.15 | 答申 |